

(公財) 岡山県スポーツ協会国民スポーツ大会・ 中国ブロック大会・スケート予選会派遣旅費取扱要項

国民スポーツ大会本大会（正式競技・特別競技）・会期前実施競技・冬季大会（以下、「国民スポーツ大会」という。）、国民スポーツ大会中国ブロック大会・ブロック間代表決定戦（以下、「中国ブロック大会」という。）、フィギュア競技予選会・全日本都道府県対抗ショートトラックスピードスケート競技会等（以下、「スケート予選会」という。）における選手・監督派遣旅費（交通費・宿泊費）の取扱いについては、以下のとおりとする。

第 1 章 国民スポーツ大会

1 支給対象大会（岡山県開催を除く）

国民スポーツ大会

2 支給対象者

各大会における実施要項（競技別に定められたものを含む。以下同じ。）に定められた選手・監督・予備選手等参加者数とする。

3 交通費支給について

経済的かつ合理的な経路の公共交通機関で交通費を支給することとする。なお、車賃・タクシーについては支給対象外とする。

(1) 乗車券

岡山県旅費規程に基づく JR 岡山駅⇔JR 会場最寄り駅の 90%を支給する。

JR 会場最寄り駅から会場まで 10.0km 以上離れている場合は、公共交通機関（私鉄・バス代等）の 90%を支給する。

社会人については、国体割引（往路 2 割復路 2 割）適用後の 90%を支給する。

生徒・学生については、学割（往路 2 割復路 2 割）適用後の 90%を支給する。ただし、片道 601km 以上の場合は往復割（往路 1 割復路 1 割）適用後の 90%を支給する。その場合、生徒・学生は学割と往復割引適用後の 90%を支給する。

(2) 特急券

特急券及び指定席については、片道 100km 以上区間より支給する。

なお、支給額は 90%とする。

(3) 航空機及び船利用について

航空機利用の場合は、便ごとに特割料金の 90%を支給する。

なお、航空機利用については、岡山県スポーツ協会事務局（以下、「事務局」という。）と協議後決定とする。

船利用については、往復料金の 90%を支給とする。なお、船利用については、事務局と協議後決定とする。

4 宿泊費支給について

開催都道府県実行委員会（合同配宿本部）より配宿決定された宿舎を必ず利用することとし、以下のとおり定める。

(1) 宿泊費

開催都道府県実行委員会（合同配宿本部）より宿泊決定された宿舎の素泊まり料金を支給する。

(2) 食費

1日 2,200 円（朝食 700 円・夕食 1,500 円）を支給する。

(3) 宿泊取消

敗退日当日または競技会期短縮決定当日に宿泊を取消す場合は、開催都道府県実行委員会（合同配宿本部）の宿泊要項に記載された素泊まり料金分を宿泊取消料として支給する。

なお、敗退日翌日以降または競技会期短縮決定日の翌日以降の宿泊費が支給されている場合については、帰岡後、該当競技団体事務局へ送付する返金振込用紙により指定口座へ速やかに返金すること。

(4) 支給期間

原則、各競技の種別・種目の初戦日前日から試合終了日（翌日以降に個人・団体ともに出場する試合がない日）までとする。**ただし、事務局へ宿泊行程表を提出し**、以下のとおり、競技別実施要項で確認される場合は例外とする。

ア. 総合開会式に参加する選手・監督・予備選手等は総合開会式の前日から支給対象とする。

イ. 各競技・種別において、開始式や公式練習、器具点検に出席（参加）しなければならない場合は、その前日から支給対象とする。また、体重別階

級競技（ボクシング、レスリング、ウエイトリフティング、柔道、空手（成年男子組手競技のみ））については計量2日前から支給対象とする。

ウ. 監督会議に出席する監督については監督会議の前日から支給対象とする。

エ. 各競技別男女総合成績（天皇杯得点）・女子総合成績（皇后杯得点）で入賞し、表彰式に参加する場合は、表彰式当日も支給対象とする。

オ. 競技別実施要項で確認できない場合についても、上記内容が記載された中央競技団体や大会実行委員会からの資料を事務局へ提出すること。

5 支給方法について

旅費支給方法については、以下のとおり定める。

(1) 支給方法

国民スポーツ大会に係る派遣旅費支給口座振替申出書に記載の各競技団体中国銀行指定口座へ振込を行うこととする。口座振込以外での支給は認めない。

(2) 追加支給

宿泊行程表の記載のない追加支給は認めない。（荒天等による宿泊延長は除く）追加支給する場合においても各競技団体中国銀行指定口座へ振込を行うこととする。

(3) 支給金額の決定について

支給金額の決定については、事務局から各競技団体担当者へ旅費の支給について（通知）と監督・選手旅費内訳書をメールにて送付することとする。

大会後、受領書に押印し、原本を事務局へ提出すること。

6 その他

この取扱要項に定めるもののほか、必要事項は、その都度別に定めることとする。

第2章 中国ブロック大会・スケート予選会

1 支給対象大会（岡山県開催を除く）

- (1) 中国ブロック大会
- (2) スケート予選会

2 支給対象者

各大会における実施要項に定められた選手・監督・予備選手等参加者数とする。

3 交通費支給について

経済的かつ合理的な経路の公共交通機関で交通費を支給することとする。

なお、車賃・タクシーについては支給対象外とする。

(1) 中国ブロック大会

ア. 乗車券

岡山県旅費規程に基づく JR 岡山駅⇔JR 会場最寄り駅の **80%**を支給する。
JR 会場最寄り駅から会場まで 15.0km 以上離れている場合は、公共交通機関（私鉄・バス代等）の **80%**を支給する。生徒・学生については、学割（往路 2 割復路 2 割）適用後の **80%**を支給する。

イ. 特急券

特急券及び指定席については、片道 100km 以上区間より支給する。
なお、支給額は **80%**とする。

(2) スケート予選会

ア. 乗車券

岡山県旅費規程に基づく JR 岡山駅⇔JR 会場最寄り駅の **80%**を支給する。
JR 会場最寄り駅から会場まで 15.0km 以上離れている場合は、公共交通機関（私鉄・バス代等）の **80%**を支給する。

なお、車賃については支給対象外とする。

生徒・学生については、学割（往路 2 割復路 2 割）適用後の **80%**を支給する。

ただし、片道 601km 以上の場合は往復割（往路 1 割復路 1 割）適用後の **80%**を支給する。

その場合、生徒・学生は学割と往復割引適用後の **80%**を支給する。

イ. 特急券

特急券及び指定席については、片道 100km 以上区間より支給する。

なお、支給額は 80%とする。

4 宿泊費支給について

開催都道府県実行委員会（合同配宿本部）より配宿決定された宿舎を必ず利用することとし、以下のとおり定める。

(1) 宿泊費

開催都道府県実行委員会（合同配宿本部）より配宿決定された宿舎を必ず利用することとし、支給額は 1 泊 2 食分の 50%とする。

なお、スケート予選会において、配宿されない場合については、9,800 円（宿泊地によっては 10,900 円）の 50%を支給とする。

(2) 宿泊取消

敗退日当日または競技会期短縮決定当日に宿泊を取消す場合は、開催都道府県実行委員会（合同配宿本部）の宿泊要項に記載された 1 泊 2 食分の 50%を宿泊取消料として支給する。

なお、敗退日翌日以降または競技会期短縮決定日の翌日以降の宿泊費が支給されている場合については、帰岡後、該当競技団体事務局へ送付する返金振込用紙により指定口座へ速やかに返金すること。

(3) 支給期間

ア. 中国ブロック大会

各競技の種別・種目の初戦日前日から試合終了日（翌日以降に個人・団体ともに出場する試合がない日）までとする。

イ. スケート予選会

原則、競技の種別・種目の初戦日前日から試合終了日（翌日以降に個人・団体ともに出場する試合がない日）当日までとする。

5 支給方法について

旅費支給方法については、以下のとおり定める。

(1) 支給方法

国民スポーツ大会に係る派遣旅費支給口座振替申出書に記載の各競技団体中国銀行指定口座へ振込を行うこととする。口座振込以外での支給は認めない。

(2) 追加支給

宿泊行程表の記載のない追加支給は認めない。(荒天等による宿泊延長は除く)
追加支給する場合においても各競技団体中国銀行指定口座へ振込を行うこととする。

(3) 支給金額の決定について

支給金額の決定については、事務局から各競技団体担当者へ旅費の支給について(通知)と監督・選手旅費内訳書をメールにて送付することとする。大会後、受領書に押印し、原本を事務局へ提出すること。

6 その他

この取扱要項に定めるもののほか、必要事項は、その都度別に定めることとする。

附 則

- 1 この取扱要項は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この取扱要項は、令和4年4月1日から施行する。
- 3 この取扱要項は、令和5年4月1日から施行する。
- 4 この取扱要項は、令和6年4月1日から施行する。